

# 交際費情報公開判決と審査会の役割

最三小判平成一三年三月二七日批判

第二東京弁護士会会員

三宅 弘

Miyake Hiroshi

- 一 情報公開法施行一年半と世界の潮流
- 二 アメリカ情報自由法に由来する部分公開義務規定
- 三 情報公開法を誤解した最高裁
- 四 最高裁調査官による誤導か
- 五 まとめにかえて―情報公開審査会の役割など

五〇六七件（一一・二六%）、不服申立件数一三四二件、うち情報公開審査会への諮問三八四件、答申一七八件、訴訟件数一四件という活発な利用状況にある<sup>(1)</sup>。

世界に目を転ずれば、ラトビア（一九九八年）、チエコ（一九九九年）、ブルガリア、エストニア、リトアニア、モルドバ、スロバキア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ルーマニア

（一〇〇〇年）などでも情報公開制度が確立した<sup>(2)</sup>。世界銀行とIMF

一〇〇一年四月に情報公開法が施行され、一年半が過ぎた。二〇〇一年度は、開示請求受付件数は四万八六五〇件、開示決定等件数四万五〇七一件、うち開示決定二万五一三〇件（五五・七六%）、部分開示決定一万四八六五件（三三・九八%）、不開示決定

ス・センターの主催で、バンコクに一ヵ国情報公開法の専門

家が集まり、WTOに加盟し民主政治の世界標準が求められる中國に情報公開法を制定させるための会議も開かれている。

ところが、最高裁は、大阪府知事交際費についての最一小判平成六年一月一七日民集四八卷一号五三頁の、時流を見誤った判断に呪縛され、差戻後の上告審の最三小判平成一三年三月一七日民集五五卷二号五三〇頁は、部分公開義務規定である大阪府公文書公開条例（以下、大阪府条例という。他の情報公開条例も同様に略す）一〇条について、「非公開事由に該当する独立した一体的な情報をさらに細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでをも実施機関に義務付けているものと解することはできない」とする、いわゆる「独立した一体的な情報」説を採用し、知事の交際の相手方氏名の非公開にとどまらず、交際費の支払年月日、支出項目、支払額の非公開部分を取り消すことはできないと判示した。この説は、本件訴訟の第一審以来、差戻後上告審まで訴訟当事者間でも意識的に議論されたことがなかつたが、差戻後上告審判決が突然に判示したことにより、その後、情報公開法をめぐる訴訟や情報公開審査会で訟務検事が全部不開示を適法と主張するためのよりどころとなつている。

筆者は、この差戻後上告審判決を「精神なき専門人」（M・ヴェーバー）による判断として論じられるべき「司法官僚制」の課題であると論じ<sup>(3)</sup>た。本稿はその続編である。

とりわけ、平成一三年三月一七日最高裁第三小法廷判決では情報公開法六条一項と二項の文理解釈を根拠として「独立一体情報」説を補足する意見が述べられているが、何故、訟務検事の依拠する「独立一体情報」説に呪縛されたのか、日本の司法の病像とあわせて検証する。

- (1) 季報情報公開（行政管理研究センター）110011年六月五号三回頁。
- (2) Alex Grigorescu, The Movement for Freedom of Information in East and Central Europe: Uniqueness or Generalizability? 情報公開バハロク会議の配布資料による。なお、<http://www.freedominfo.org/survey/survey.pdf> で世界の情報公開法の制定状況が報告されている。

(3) 三宅弘「行政情報の公開－新たな課題」ジュリスト110011年一月一四五日一一一五号110頁、111頁。ほかに、「情報公開訴訟の分析と司法改革——『命の支配』から『法の支配』へ」法律時報11001年七三巻八一頁。

## II アメリカ情報自由法に由来する部分公開義務規定

大阪府条例一〇条は、「実施機関は、公文書に次に掲げる情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該公文書の公開をしなければなら

ない」と規定する。

大阪府条例を提言した大阪府情報公開府民会議（会長和島岩吉元日弁連会長）は、一九八三（昭和五八）年五月、「情報公開の制度化への提言」において、「府の保有する情報は、情報公開の制度の目的に照らし、合理的な意味を持つ必要最小限の例外を除き、公開を原則とする」ことを明言し、具体的に適用除外事項の定め方においても、「ある情報の一部分が適用除外事項に該当する場合、当該部分のみを非公開とし、その他の部分は公開すべきである」と提言していた。この提言は、大阪府による情報公開制度の大綱において、制度の基本理念について「原則公開 この制度の目的を踏まえ、府の保有する情報は、合理的な理由のある必要最小限の例外を除き、公開を原則とし、適用除外事項はできるだけ具体的的、かつ、限定的に定めることとする」ものとし、公文書の部分公開については、「実施機関は、公文書に適用除外事項に掲げる情報の記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公文書の公開の趣旨を損なわない程度に分離できることは、その部分を除いて、当該公文書の公開を行わなければならない」という、いわゆる部分公開義務規定を提言したのである。大阪府条例一〇条の部分公開義務規定の立法経過においては、行政情報の原則公開を徹底することは提言されていて、前記差戻後上告審判決の採る「独立した一体的な情報」説は、どこにもその淵源を認めることができない。また、条例制定後の「情報公

開事務の手引き」においても、条例一〇条について、「部分公開は、公開原則の理念から導かれるものであり、また、公文書の公開を求める権利から、要請されるものである。従って、部分公開を行うか否かは、権利義務に關わる問題である」とし、部分公開の方法について、「公開部分と非公開部分とが同一ページに記録されているとき、①公文書を乾式複写機で複写し、非公開部分をマジック等により黒く塗りつぶし、それを再度、乾式複写機で複写する。②非公開部分を遮蔽物で覆って乾式複写機で複写する。などの方法により、公開部分のみを閲覧に供する」とされるが、「独立した一体的な情報」説は採られていない。

そもそも、大阪府条例一〇条のような、日本の情報公開条例における部分公開義務規定は、アメリカ情報自由法に由来する。情報自由法と呼ばれる合衆国法典五五二条の、(b)項では、一九七四年改正により「記録の合理的に分離することができる部分は、本項により適用除外される部分を削除した後、当該記録請求者に、これを提供しなければならない」と規定されている。<sup>(4)</sup>これに先立ち、一九七一年夏にアラスカで行われる予定だった地下核実験に関する文書について、ミンク下院議員が大統領に公開を求めたが、これを拒否されたため、当該文書の開示を請求する訴えが提起された。いわゆるミンク事件である。第一審連邦地裁は原告側の請求を棄却。第二審控訴審は部分開示ができるかどうかもあわせ決定すべきであるとして差戻しを命じた。第二審判決に対し、連邦

最高裁は、政府側の上告を認め、大統領命令一〇五〇一号に従い極秘(Top Secret)または秘(Secret)に指定された情報は改正前の五五一一条(b)項(1)項に該当するとして、部分開示も要しないという判断を下した。<sup>(5)</sup>これを受けて、連邦議会は、一九七四年改正により前記部分公開義務規定を設けた。これによつて、裁判所は、文書自体を非公開で審理し、秘密規定の実体的適否を判断し、可能な場合には部分公開を命ずることができるようになった。

ミンク事件判決とそれを契機とする一九七四年改正は、既に、奥平康弘教授<sup>(6)</sup>、右崎正博教授<sup>(7)</sup>、平松毅教授<sup>(8)</sup>らによって、日本の情報公開条例の制定までに紹介され、これを受けて、大阪府条例一〇条が規定されたのである。同時期、神奈川県情報公開推進懇談会(会長小林直樹東大教授)は、「神奈川県の情報公開制度に関する提言」(一九八二(昭和五七)年七月一七日)において、神奈川県が情報公開を制度化する場合の基本的考え方として、「原則公開の精神に立つて、非公開とする」とができる情報は、必要最小限にとどめる」ことを明言し、「適用除外事項に該当する情報が含まれていても、これに該当しない部分は公開すべきである」とを提言し、説明として、「その情報を分離し、他の公開できる情報の部分は公開すべきであるといつ『部分性』の考え方」を採用したことを見らかにしたのである。<sup>(9)</sup>

東京都条例を提言した、東京都情報公開懇談会(会長林修二元内閣法制局長官)の第七回小委員会(小委員長西尾勝東大教授)で

は、関哲夫日大教授が、ミンク事件第一審判決を紹介しつつ、「行政不服審査法の三三二条の閲覧請求権に関する判例でも……当然に部分密になるんだという判例がある」とことを指摘し、小委員会では少なくとも立法政策として部分公開義務規定を採用することが確認されている。<sup>(10)</sup>

前記差戻後上告審判決が判断した原処分は、一九八四年施行の大阪府条例に基づいて知事交際費の利用状況の公開請求をし、全部非公開とされたものである。大阪府条例の制定当時の、アメリカ情報自由法に関するミンク事件と一九七四年改正による部分公開義務規定の新設が情報公開条例に影響を与えたことをふまれば、「記録の合理的に分離することができる部分」の公開義務規定として、大阪府条例一〇条は解釈され、およそ、「独立した一体的な情報」説を探る余地など存在しないことがおのずと明らかである。

(4) 行政改革委員会事務局監修「情報公開法制—行政改革委員会の意見」(一九九七年、第一法規)三七八頁。宇賀克也『アメリカの情報公開』(一九九八年、良書普及会)七六頁。

(5) Mink v. E.P.A., 464 F.2d 742, 746 (1971). E.P.A. v. Mink, 410 U.S. 73 (1973).

(6) 奥平『知る権利』(一九七九年、岩波)一六七頁、一〇九頁。

(7) 右崎『國家機密の保護と情報の自由化』法律時報昭和五五年五一卷四号三三一頁。

(8) 平松『情報公開』(一九八三年、有斐閣)一六三頁。

(9) 神奈川県政情報室『かながわの情報公開』(一九八四年、あさうせい)

(10) 東京都総務局「東京都情報公開懇談会小委員会会議録第七回」(一九八三年)五〇頁。行政不服審査法上の部分公開は、大阪地判昭和四九年一〇月三一日訟務月報二〇巻一二号三四頁、大阪高判昭和五一年九月二九日訟務月報三二巻一〇号一四六六頁などをさすものと解される。

### 三 情報公開法を誤解した最高裁

ところが、本件最高裁第三小法廷は、一九八四年の大坂府知事交際費の全部非公開決定の原処分から一五年も後に制定された情報公開法の六条一項、二項について、立法経過を正確に把握することなく、差戻前上告審判決を維持するため最も都合のよい解釈として、同六条一項、二項の部分公開義務規定を誤解したものと解される。

情報公開法六条一項は、行政改革委員会（委員長飯田庸太郎三菱重工業株式会社相談役）の「情報公開法制の確立に関する意見」（一九九六（平成八）年二月一六日）においては、個人情報の不開示情報を定めた要綱案第六、(1)、ロ「氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、本号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報」として規定されていた。その趣旨は、この意見の「Ⅲ 情報公開法要綱案の考え方」においては、「個人に関する情報のうち、社会生活上の情報等にあっては、個人識別性

がない状態であれば、これを開示しても、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるものが少なくない」として、個人識別性のある部分を除いた部分の情報を、例外開示情報としたのである。

他方、情報公開法六条一項は、この意見のⅢにおいては、「本要綱案では、行政機関の長は、適法な開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する義務を負う（第5第1項）との原則開示の基本的枠組みを定めることとした」旨を明言され、さらに、「開示請求の対象は行政文書であるが、一つの行政文書に様々な情報が記録されており、開示請求に係る行政文書に不開示記録が記録されているといつても、それが一部分にとどまることがあり得る」ことを前提として、部分開示義務、すなわち「不開示情報が記録された部分を除いた部分を開示しなければならないこととした」とのと説明されている<sup>(1)</sup>。

ミンク事件判決をふまえたアメリカ情報自由法一九七四年改正において、(b)項に部分公開義務が規定され、この影響を受けて、大阪府条例を含む日本の情報公開条例は、情報の原則公開を明言し、(b)項と同様の規定を設けた。情報公開法六条一項もまた、「原則開示の基本的な枠組み」において、情報公開法六条二項（要綱案第6、(1)、ロ）とは別に、部分開示義務を規定し、義務的開示の可否を司法の判断に委ねることとしたのである。

行政改革委員会行政情報公開部会（部会長角田禮次郎元最高裁判事）において要綱案の立案にあたった藤原静雄教授は、「個人識別部分を除いて開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障がないという条件の下、一単位の不開示情報から個人識別部分を除くという形で部分開示を認める規定が置かれた」、「個人識別情報以外の不開示情報については、不利益、支障の生ずるおそれの判断で不開示情報としての単位を画することができるので、単位の細分化が生じない。……それゆえ、第六条第二項のような部分開示の規定を置く必要がなかったのである」と説明している<sup>(12)</sup>。この説明は、要綱案第5、2（情報公開法六条第一項に対応）と要綱案第6、(1)、ロ（六条二項に対応）との関係として理解すると、より一層、立法趣旨が明確になるのである。法六条二項は、「原則開示の基本的枠組み」において貫かれるべき部分開示義務（法六条第一項）の個人情報における確認規定にとどまるのである。そして、その解釈を基礎づけるのが、アメリカ情報自由法(b)項の一九七四年改正と、日本の情報公開条例の部分公開義務規定だったのである。

ところが、前記差戻後上告審判決は、大阪府条例一〇条について「独立した一体的な情報」説を採用した。元原補足意見は、その判断を一層明確に補足して、「（情報公開法五条）一号のいわゆる個人識別情報については、六条第一項のみでは個人識別部分だけを除くという態様の部分開示を義務付けることはできないとして、

特に同条二項の規定を設け（創設的規定ということになる一筆者注）、……最大限の開示を実現しようとしたものと解される」とするが、これは、法六条二項を一項の部分開示義務で開示されない部分について開示するための創設的規定と解することにおいて、誤つて一〇条の解釈としては、個人識別部分ないし相手方識別部分のみを非公開とし、その余を公開するといった態様の部分公開をすべき旨を実施機関に義務付けているとまでは到底解されないのである」として、ミンク事件とアメリカ情報自由法一九七四年改正をふまえて規定された大阪府条例一〇条の趣旨を誤解することとなつた。

(11) 前掲（4）『情報公開法』一九頁、二二〇頁。

(12) 藤原「交際費支出関係情報の公開の是非と部分公開のあり方」季報情報公開（行政管理研究センター）二〇〇一年六月一号三三頁、四一頁。角替晃「情報公開法六条～八条」ジヨリスト一九九九年六月一日号五五頁は、「確認規定以上の意味がない法六条二項」と論じ、同一項と二項の関係を明らかにしている。宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説』（有斐閣、二〇〇一年）も、創設的規定とは明示していない。

#### 四 最高裁調査官による誤導か

大野正男元最高裁判事は、『弁護士から裁判官へ』において、最高裁判事の記録の読み方について述べているが、それによると

「全事件についての全記録を始めから終わりまで読むというのは、不可能であるし、原則として必要でもない」ことを指摘し、二審と二審の判決、上告理由書、そのうえで調査官報告を読むのが一般的であると指摘している。<sup>(13)</sup>

大阪府知事交際費訴訟については、大阪地判平成元年三月一四日（非公開処分取消による原告勝訴）、大阪高判平成二年一〇月三一日（原判決維持）、最一小判平成六年一月二七日（原判決破棄差戻）、差戻後大阪高判平成八年六月二十五日（弔問のための生花・供花・壇、団体の会費、知事の出席が秘密でない会合への祝金は交際の相手方氏名も含めて全部公開とし、見舞い、香料、懇談会、餞別、贊助、援助、個人への祝金は、交際の相手方の氏名を部分非公開とする旨の判決）が、差戻後上告審判決までの各判決である。しかし、各判決からみる限り、そのいずれにおいても「独立した一体的な情報」説は、開示請求者と大阪府知事の間において、議論されていない。差戻後大阪高判が本件条例一〇条を根拠として、「交際の相手方の氏名などの部分のみを隠して複写した写を交付するなどが容易にできるものと認められるから、交際の相手方以外の部分については、公開をすべきものである」と判示したのに対し、大阪府知事の上告理由において、わずかに、栃木県知事交際費情報公開事件における最高裁平成三年（行ツ）第六九号平成六年一月二七日判決は、原審東京高裁平成三年一月二一日判決が部分開示を否定した判断を是認していることを理由として、「部分公開とすべきとした原

判決は、この最高裁の判断にも違背するものである」と主張しただけである。開示請求者側の十分な反論もないままに、前記差戻後上告審判決が「独立一体的情報」説を独自に採用したにすぎない<sup>(14)</sup>のである。そして、大野裁判官の経験に照らせば、調査官報告書が補足意見や同判決の多数意見の基礎となつたものとしか考えられない。

しかし、前記三で述べたとおり、差戻後上告審の「独立一体的情報」説は、ミンク事件とアメリカ情報自由法一九七四年改正をふまえて規定された大阪府条例一〇条の趣旨を誤解し、さらに、一九八四年施行の大阪府条例から一五年後に制定された情報公開法六条一項、二項の解釈においても、立法者意思を誤解しているのである。藤原教授が指摘する、「本判決（特に補足意見）が、個人識別情報に関する法第六条二項の反対解釈として、他の不開示情報については部分開示が裁量であると考えているとすれば、それは情報公開法の立法趣旨と異なるものといわざるをえないであろう」との批判を避けるために、調査官報告書はどこまで十分な検討をしていたのであろうか。

前稿で述べたとおり、全国市民オンライン連絡会議の第四回全国情報公開度ランキングによれば、都道府県知事交際費の公開実例について、その内容は、「支出の相手方以外の項目（支出日、金額等）はかなり開示されるようにな」り、支出の「相手方」についても、「病気見舞いの個人名まで原則開示」しているところ

は三〇点、「相手方」を全面非開示とするところは〇点とし、その間を六段階の評価としたと解説されているのである。一一〇〇一 年四月に依命通達に基づいて制度化された裁判所情報公開制度における最高裁判所長官の交際費の公開実例も、別表（本頁下段）のとおり、相手方が公人である場合には相手方の氏名を含めて公開し、私人の場合に相手方氏名を除く部分公開がなされているのである。<sup>15)</sup>

差戻後上告審判決は、情報公開条例がつみ重ね、最高裁長官の交際費の公開実例においても採用されている「原則開示の基本的枠組み」（要綱案の考え方）における部分公開義務規定の重要性を全く無視するものであり、情報公開の世界的潮流において、日本の情報公開の時計の針を、一〇年は逆に戻したものといわざるをえない。

もちろん、差戻後上告審判決は、判決要旨を、特に、「大阪府公文書公開等条例（昭和五九年大阪府条例第一号）一〇条は」と限定したうえで、「独立一体的情報」説を採用したものとして、限定的に解釈している。本件最三小法廷も、補足意見の末尾では、「昭和六〇年当時の本件条例の解釈に基づき実施機関がした処分の効力につき、第一次上告審の判示に従つて判断した原判決についての再上告であるとの制約があることを重ねて付言しておきたい。」と述べ、この「独立一体的情報」説の採用が、極めて例外的であることを断つている。

しかし、この判決をふまえて、その後、情報公開法をめぐる訴訟や情報公開審査会で、訟務検事が不開示文書全体を一体と

解して全部不開示とした旨の理由を述べ、「原則開示の基本的枠組み」において誠実に部分公開義務を尽くすことをサポートージュする結果となつたのである。<sup>16)</sup>

繰り返しとなるが、極端な文理解釈によって、不明確な大阪府知事交際費についての差戻前上告審判決の論理を正当化しようと/orして、およそ都道府県知事交際費の公開実例にみられる世間一般的の常識的な部分公開義務規定の解釈とは全くかけ離れた論理を開してしまった最高裁判事及びそれを支える調査官の発想、さらにそれを自己の職分において有利に曲解する訟務検事（その多くは判検交流による裁判官）には驚きを禁じえない。まさに日本の司法の病像をここにみるのである。

かつて、丸山眞男教授は、「官僚なり軍人なりの行為を制約しているのは少なくも第一義的には合法性の意識ではなくて、ヨリ優越的地位に立つもの、絶対的価値体にヨリ近いものの存在であ

品目	品名	数量	単位	金額	合計
小計	34,200				

る。……法は、……むしろ天皇を長とする権威のヒエラルヒーに於ける具体的支配の手段にすぎない」と論じたが、この「天皇」を「最高裁」と置き換えて、前記差戻後上告審判決をみると、司法における「権威のヒエラルヒー」がいまだに存在していると解せざるをえない。一九四六年に発表された「超国家主義の論理と心理」は、「日本帝国主義に終止符が打たれた八・一五の日はまた同時に、超国家主義の全体系の基盤たる国体がその絶対性を喪失し今や極めて自由なる主体となつた日本国民にその運命を委ねた日でもあつたのである。」との結論で終わっているが、それから五七年経た現在においても、司法に対して、日本国民は「自由なる主体」とはなつていないのではないか。司法制度改革審議会最終意見書においては、「国民の意思を反映しうる機関が裁判官の指名過程に関する制度の整備や人事評価について透明性・客観性を確保するための仕組みの整備等を行う」ことが想定されているが、最高裁は「司法権の独立」の名下に、第三者の意見を聞く制度改革は行おうとはしていない。

情報公開法の制定過程はリアルタイムで公表され、パブリック・コメントにも付されてきた。しかし、そうした手続の後も六条一項と二項について立法者の意思を正確に理解しない最高裁判事や調査官、さらに、節度なく、誤解に基づく最高裁判決に従う証務検事に対し、「自由なる主体」として日本国民が、その意見を反映させることができるのはいつのことになるのであろうか。

前稿では、法曹一元による最高裁の構成を論じ、さらに弁護士出身の最高裁裁判官の推薦方法の見直しと最高裁裁判官の自薦による調査官の登用も認められるべきであることにふれたが、これらの改善策は「自由なる主体」として、日本国民がその意思を司法に反映させるために、必要な制度である。

(13) 大野『弁護士から裁判官へ』(1900年、岩波) 一八頁。

(14) 民集四八巻一号五三頁。同五五巻二号五四三〇頁、五八二三頁。

(15) 前掲(3) ジュリスト一二二頁。最高裁長官の交際費の公開実例は別表(前頁)のとおりである。「独立一体的情報」説によれば、これが全面墨塗りとなるが、最高裁自身がこの説を探っていない。

(16) 外務省報償費不開示取消訴訟の外務大臣の主張について、<http://www.jicc.gr.jp>

(17) 丸山『増補版 現代政治の思想と行動』(一九六九年、未来社)、「超国家主義の論理と心理」二〇頁。丸山眞男については、中野敏男『大塚久雄と丸山眞男 動員、主体、戦争責任』(一九〇一年、青土社)による批判がある。中野氏の批判に必ずしも肯首するものではないが、丸山教授は、医学部学生の不当処分に端を発したいわゆる六八、六九年東大闘争時に定年前に東京大学を辞している。丸山『自己内対話』(一九九八年、みすず)一七五頁等の手記は当時の心情を明らかにしているが、ここに戦後思想史を批判的に検証する基礎視座があるようと思われる。もともと、本稿のような分析で丸山理論がいまだに有効なのは、司法において戦後民主主義が実像化され尽くしていないことを如実に示している。ここに「国民の司法参加」などの司法改革の思想的論拠があるよう思われる。

(18) 前掲(3) ジュリスト二三頁。ほかに、金原恭子「世論と裁判所をつなぐもの—米国におけるアミカス・キュリイとロー・クラーク」滝沢正編『大木雅夫先生古稀記念 比較法学の課題と展望』(一九〇一年、信山社)一四三頁が示唆に富む。

## 五 まとめて一情報公開審査会の役割など

前記差戻後上告審判決にもかかわらず、高槻市情報公開審査会（会長平松毅関西学院大学教授）は一〇〇一（平成十三）年一一月二七日、新聞報道された「いじめによる脱毛（小学校）」と「養護学校生徒のいじめ（中学校）」についての部分非公開決定に対する異議申立てにおいて、「かりに、高槻市情報公開条例において、（前記差戻後上告審判決と）同様の解釈が成り立ち得るとしても、実施機関の本件処分は、すでに、各『一個の公文書』（①～⑨のそれぞれ）を細分化して、公開部分と非公開部分とをよりわけていける」ことを理由として、実施機関における方針（細分化して公開と非公開の線引きをする方針）を支持し、「独立一体的情報」説を排斥している<sup>(20)</sup>。

また、情報公開審査会も、原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部不開示決定について、個人識別情報の他の不開示情報について、不開示情報をさらに細分化して開示するという規定が設けられていないのは、「（情報公開）法五条各号の不開示事由」とされている『おそれ』等を生じさせる原因となる情報の範囲で捉えれば、不開示の範囲が不必要に広くなりすぎるおそれがないことによる」として、「独立一体的情報」説を排斥した<sup>(21)</sup>。

さらに、名古屋地判平成一四年五月一四日（判例集未登載）は、

自動車に関する消費者の苦情情報についての一部不開示決定について、「まとめた全体が一個の情報の範囲に含まれると解する見解によれば、その一部に不開示事由が認められるにすぎない場合があつても、全体に不開示事由が及ぶことになつて、情報公開法の目的、趣旨に沿わないと考えられる」として、「独立一体的情報」説を排斥した。

「情報は民主主義の通貨である」（ラルフ・ネーダー）。私たちが、真に「自由なる主体」として、最高裁を長とする「権威のヒエラルキー」に抗し、民主主義を実像たらしめるためには、当面は、情報公開法と条例における学識経験者による情報公開審査会などにおいて、情報公開法と条例における、「原則開示の基本的枠組み」に基づき、アメリカ情報自由法におけるミンク事件判決と一九七四年改正をふまえた、部分開示義務規定を正しく解釈する審査会委員や裁判官に期待するほかないのであるうか。あるいは、司法改革論議において、最高裁とも一定の緊張関係を保ちつつ、「自由なる主体」として改革を求める声を大きくすることであるうか。

(19) 右崎・三宅編『情報公開制度 運用の実務』（一九九九年、新日本法規・加除式）に登載予定。

(20) 情報公開審査会平成十三年詰題一四二号平成一四年七月一七日答申  
<http://www8.cao.go.jp/jyouhou/tousin>